

「阿南市高齢者いきいきタクシー券」の交付について

本市では、鉄道やバスの公共交通との連携を前提とした制度として、対象となる高齢者の方に、タクシーを利用した際に使用できる「高齢者いきいきタクシー券」を交付します。

助成内容 1枚当たり500円のタクシー券に対し、半額（250円）を助成
※タクシー券交付時に、自己負担額をお支払いいただきます。

対象者 申請日時点において引き続き3カ月以上阿南市に住所を有する満70歳以上の方のうち、交通手段を持たない方で、次の①②のいずれかに該当する方

①前年度の市県民税所得割額が50000円以下の方

②その他市長が認める方（別途理由書等が必要）

※交通手段を持たない方とは、世帯が運転免許証を所持していない、自家用車を有していない等日常生活において自家用車で外出できない状態の方です。

申請方法 交付場所(地域共生推進課・各支所・各住民センター)の窓口で申請
※代理人が申請する場合は本人の印鑑が必要となります。
※具体的な交付場所は別表①のとおりです

利用できる 阿南市に本店、支店、営業所または事務所を有するタクシー事
タクシー会社 業者

**申請からタクシー券
交付までの流れ** ①窓口で阿南市高齢者タクシー利用料金助成登録の申請
②審査の上、助成決定者に「登録証」の交付
③窓口で上限以内において必要とする分のタクシー券の申請、その後交付
※2回目以降の申請には必ず「登録証」が必要です。
※タクシー券は1枚から申請が可能です。

**タクシー券の
使用方法について** ①乗車する際、運転手に「登録証」を提示
②利用料金を支払う際にタクシー券を使用
※1乗車につき複数枚使用できます
※おつりは出ません。
※一度交付されたタクシー券の払い戻しはできません。

**登録証とタクシー券の
申請および交付期間** 令和5年5月29日(月)～令和6年2月29日(木)

**登録証とタクシー券の
使用可能期間** 令和5年6月1日(月)～令和6年3月31日(日)

問い合わせは 地域共生推進課 (☎22-3440)

(交付場所一覧および年間上限額一覧表)

交付場所	お住まいの地域	年間上限額	自己負担上限額
市役所 (地域共生推進課)	富岡地区、宝田地区、中野島地区 見能林地区、伊島地区	20,000円	10,000円
長生住民センター	長生地区	20,000円	10,000円
桑野住民センター	桑野地区	20,000円	10,000円
橘住民センター	橘地区	20,000円	10,000円
那賀川支所	那賀川地区	20,000円	10,000円
羽ノ浦支所	羽ノ浦地区	20,000円	10,000円
大野住民センター	大野地区	40,000円	20,000円
新野住民センター	新野地区	40,000円	20,000円
福井住民センター	福井地区	40,000円	20,000円
加茂谷住民センター	加茂谷地区	60,000円	30,000円
椿住民センター	椿地区(椿町)	60,000円	30,000円
椿泊連絡所	椿地区(椿泊町)	80,000円	40,000円